

# 佐原広域交流拠点改修運営等事業

## 募集要項

令和6年4月10日

香取市

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、香取市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じたDBO手法により「佐原広域交流拠点改修運営等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本募集」という。）を実施するにあたり、本事業及び本募集に係る条件を提示するものである。

次に示す別紙資料及び別添資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）であり、令和6年3月6日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本募集の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」によって修正されるべき事項については、募集要項等の公表をもって修正されたものとみなす。

#### ○別紙資料

別紙資料1 「サービス対価の構成及び支払い方法」

別紙資料2 「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」

別紙資料3 「事業者が付保する保険等」

#### ○別添資料

別添資料1 「要求水準書」

別添資料2 「様式集」

別添資料3 「優先交渉権者選定基準」

別添資料4 「基本契約書（案）」

別添資料5 「設計・工事監理業務委託仮契約書（案）」

別添資料6 「建設工事請負仮契約書（案）」

別添資料7 「維持管理・運營業務委託仮契約書（案）」

# 目次

第1章 事業内容に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 事業の目的.....	1
3 業務内容.....	1
4 事業者の収入.....	1
5 事業のスケジュール（予定）.....	2
6 法令等の遵守.....	2
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
1 事業者選定に関する基本的事項.....	3
2 公募の中止.....	3
3 優先交渉権者を選定しない場合.....	3
4 事業者の募集及び選定手順.....	4
5 提案における留意事項.....	7
6 提案上限額.....	7
7 応募者の備えるべき参加資格要件.....	8
8 応募者の参加資格要件（共通）.....	8
9 応募者の参加資格要件（業務別）.....	9
10 参加資格の確認基準日.....	10
11 参加資格の喪失.....	10
12 提出書類の取扱い.....	11
第3章 事業契約に関する事項.....	12
1 基本協定の締結.....	12
2 事業契約の締結.....	12
3 保険.....	12
4 リスク管理方針.....	12
5 事業契約に係る議会の議決.....	13
6 契約を締結しない場合.....	13
7 費用の負担.....	13
8 契約保証金.....	13
第4章 その他事業実施に関する事項.....	14
1 誠実な事業の遂行.....	14
2 市による本事業の実施状況の確認.....	14
3 支払い手続.....	14
第5章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	15
1 市議会の議決.....	15
2 情報公開及び情報提供.....	15

3 応募に伴う費用負担.....	15
4 問合せ先.....	15

## 第1章 事業内容に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

佐原広域交流拠点改修運営等事業

#### (2) 公共施設の管理者

香取市長 伊藤 友則

### 2 事業の目的

現事業は、「佐原広域交流拠点整備事業基本方針」に基づき、4つの拠点機能（防災拠点機能、水辺利用拠点機能、文化交流拠点機能、交通拠点機能）を一体的に整備したもので、平成22年3月に施設の供用が開始された。現事業の成果と課題や施設を取り巻く社会環境の変化、河川空間のオープン化による河川敷地の一層の活用が期待されることなどを踏まえつつ、15年間の維持管理・運営期間満了後の令和7年4月以降も引き続き、拠点機能の維持・向上を図るため、本事業を行うものである。

#### (1) 事業方式

事業者は、市が所有する公共施設の設計・改修等を行った上で、公共施設の維持管理及び運営を行う、DBO方式により本事業を実施する。

#### (2) 対象施設

本事業の対象施設は、次のとおりとする。

- ① 事業用地 千葉県香取市佐原イ 3981 番地 2 外
- ② 敷地面積 約 169,620 m<sup>2</sup>（国及び市の敷地）

### 3 業務内容

事業者が実施する業務は、次のとおりとする。なお、業務の詳細については、要求水準書を参照すること。

統括管理業務

設計・工事監理・改修等工事業務

維持管理業務

運営業務

### 4 事業者の収入

#### (1) DBO事業費の支払い

市は、事業者に次の業務の実施に係る対価について、設計・工事監理業務委託契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約（以下総称して「事業契約」という。）においてあらかじめ定める額（以下総称して「DBO事業費」という。）を支払うものとする。

- ① 設計・工事監理費
- ② 改修等工事費
- ③ 維持管理・運営費
- ④ その他の費用

## (2) その他の収入

利用者からの利用料の徴収については、市が事業者を指定管理者に指定し、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入する。

### ① 地域交流施設運営による収入

事業者は、地域交流施設の物販施設及び飲食施設（カフェ）の業務売上を収入とすることができる。事業者は売上の一部を市へ施設使用料として支払う。

### ② 駐車場等屋外の運営による収入

事業者は、駐車場等屋外を利用したイベント開催時等に利用者から利用料を徴収し、収入とすることができる。

### ③ 水辺交流センター（川の駅）運営による収入

#### ア 眺望レストランの運営による収入

事業者は、水辺交流センター（川の駅）の飲食施設（眺望レストラン）の業務売上を収入とすることができる。事業者は売上の一部を市へ施設使用料として支払う。

#### イ 情報収集室等の運営による収入

事業者は、情報収集室（多目的研修室）、水防従事者休憩室（シャワー室、ロッカー室）及びレンタサイクルの利用者から利用料を徴収し、収入とすることができる。

### ④ 佐原河岸の運営による収入

事業者は、係留棧橋や船舶昇降スロープ等の利用者から利用料を徴収し、収入とすることができる。

## 5 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

優先交渉権者の選定及び公表	2024 年（令和 6 年）10 月上旬
仮契約の締結	2024 年（令和 6 年）11 月上旬
契約に係る議会議決	2024 年（令和 6 年）12 月
施設的设计・改修	2025 年（令和 7 年）4 月～2026 年（令和 8 年）3 月
施設の維持管理・運営 （指定管理者の指定期間）	2025 年（令和 7 年）4 月 1 日 ～2040 年（令和 22 年）3 月 31 日
本事業の終了	2040 年（令和 22 年）3 月 31 日

## 6 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業は、設計・改修段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、改修能力、維持管理能力、運営能力及び事業経営能力等を総合的に評価することとする。

#### (2) 選定の方法

本事業では、応募者が本事業の参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、募集を行う。

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### (3) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

##### ① 資格審査

応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

##### ② 提案審査

資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

#### (4) 選定審査委員会の設置と評価

市は、「佐原広域交流拠点改修運営等事業事業者選定審査委員会設置要綱」に基づき、学識経験者並びに市及び国職員から構成される選定審査委員会を設置する。

委員と応募者の間の利害関係の発生や、応募者から委員への故意の接触を防止するため、委員名は事業者選定後の公表とする。なお、選定審査委員会は非公開とする。

### 2 公募の中止

不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者が無いときは、再公募又は公募を取りやめる措置をとる場合がある。

### 3 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、いずれの応募者の提案も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに市のホームページにおいて公表する。

#### 4 事業者の募集及び選定手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
2024年（令和6年）4月10日	募集要項等の公表
2024年（令和6年）4月22日	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
2024年（令和6年）4月22日～26日	募集要項等に関する質問の受付
2024年（令和6年）5月17日	参加資格に関する質問に対する回答の公表
2024年（令和6年）5月24日	参加資格以外に関する質問に対する回答の公表
2024年（令和6年）5月27日～29日	参加表明書の受付
2024年（令和6年）6月20日	参加資格審査結果の通知
2024年（令和6年）7月上旬	参加資格審査通過者との対話の実施
2024年（令和6年）7月中旬	対話による共通認識事項・質問回答等の通知
2024年（令和6年）8月21日～23日	提案書類の受付
2024年（令和6年）9月下旬	応募者に対するヒアリング
2024年（令和6年）10月上旬	優先交渉権者の選定及び公表
2024年（令和6年）10月中旬	基本協定の締結
2024年（令和6年）11月上旬	仮契約の締結
2024年（令和6年）12月	仮契約に係る議会の議決（本契約の締結）

##### (2) 応募手続き等

###### ① 募集要項等の公表

募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、優先交渉権者選定基準、基本契約書（案）、設計・工事監理業務委託仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）及び維持管理・運営業務委託仮契約書（案））を公表する。募集要項等は事業者において、市ホームページからダウンロードすること。募集要項等の公表以降の予定は、随時ホームページに公表する。

###### ② 貸出資料の配付

別添資料1「要求水準書」に記載の貸出資料を希望する参加者に対して、資料の配付を行う。

ア 配付期間 令和6年4月10日（水）～令和6年8月9日（金）

イ 配付場所 第5章の4を参照のこと。

ウ 受取方法

市に事前に電話連絡の上、受け取りに来ること。なお、受け取り時に「貸出資料に関する誓約書」（別添資料2「様式集」様式1-1）を提出すること。

###### ③ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

本事業に参加を希望する事業者に対して、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

ア 日 時 令和6年4月22日（月）午後1時30分～



イ 場 所 水の郷さわら（川の駅2階） 多目的研修室

ウ 申し込み方法

令和6年4月18日（木）午後5時までに、電子メールにより「募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」（別添資料2「様式集」様式1-2）必要事項を記載の上、市へ提出すること。

※募集要項等は各自印刷の上、持参すること。説明会で募集要項等の配布は行わない。

④ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和6年4月22日（月）～令和6年4月26日（金）午後5時

イ 受付方法 電子メールにより市へ提出すること。

（別添資料2「様式集」様式1-3及び様式1-4）

ウ 提出先 第5章の4「問合せ先」を参照のこと。

⑤ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、本事業の参加資格に関する回答を令和6年5月17日（金）、本事業の参加資格に関するものを除く回答を令和6年5月24日（金）までに市ホームページにおいて公表する。

⑥ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、本事業に係る参加資格の審査を受けること。

ア 提出書類 別添資料2「様式集」様式2-1～2-9を参照のこと。

イ 提出方法

a 提出期間 令和6年5月27日（月）午前9時～

令和6年5月29日（水）午後5時

b 提出方法 持参又は郵送によるものとする。

c 提出先 第5章の4「問合せ先」を参照のこと。

⑦ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は応募者の代表企業に対して、令和6年6月20日（木）までに書面により通知する。

なお、市は、参加資格審査通過者に受付番号を通知する。参加資格審査通過者は、以降、本事業への参加にあたりこの受付番号を使用すること。

⑧ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年6月21日（金）～令和6年7月5日（金）午後5時

イ 提出方法 持参によるものとする。なお、様式は任意とする。

（代表企業の代表社印を要する。）

ウ 提出先 第5章の4「問合せ先」を参照のこと。

エ 市は説明を求められた場合、説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和6年7月26日（金）までに書面により回答する。

⑨ 参加資格審査通過者との対話の実施

ア 対話の目的

市は、参加資格審査通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

イ 対話参加者

参加資格審査通過者のうち、対話を希望する応募者。

ウ 対話への参加申込方法

市は、参加資格審査の申請者に対し、「対話実施要領」を配付する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い申し込みを行うこと。なお、対話への参加は応募者の任意であり、対話参加の有無によって応募が妨げられるものではない。

エ 対話における議題・質問等の受付

市は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。

また、市及び応募者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、応募者が対話の場で図面、資料等を提示することも可とする予定である。

対話における議題・質問等の事前提出については、「対話実施要領」を参照のこと。

オ 対話実施日

令和6年7月上旬（具体的な日時は「対話実施要領」を参照のこと。）

カ 対話による共通認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、令和6年7月中旬に、対話を行った全ての応募者に書面により通知又は、市ホームページに公表する。ただし、応募者の提案ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、質問者に対して個別に回答を行い、非公開とする。

⑩ 提案書類の受付

本事業に関する提案書類を次のとおり受け付ける。

なお、一度提出された提案書類については、変更等（修正、差換え等）を認めないものとする。

ア 提出期間 令和6年8月21日（水）午前9時～令和6年8月23日（金）午後5時

イ 提出方法 持参によるものとする。

ウ 提出書類 別添資料2「様式集」様式4-1～10を参照のこと。

エ 提出先 第5章の4を参照のこと。

⑪ 応募者に対するヒアリングの実施

提案書類の審査にあたって、応募者に対するヒアリングを実施する。実施時期は令和6年9月下旬を予定している。日時、場所及びヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

⑫ 優先交渉権者選定及び公表

提出された提案書類について総合的に評価を行い、選定審査委員会の審査を経て優先交渉権者を選定する。なお、審査結果は市のホームページにおいて公表する。

## 5 提案における留意事項

### (1) 公平性の確保

応募者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

- ① 応募にあたって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と提案金額及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案金額及び提案内容等を定めなければならない。
- ③ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案金額及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ④ 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定審査委員会の委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

### (2) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### (3) 提案書作成要領

提案書類を作成するにあたっては、別添資料 2 「様式集」に示す指示に従うこと。

### (4) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出に至るまでに、「応募辞退届」（別添資料 2 「様式集」様式 3）を担当まで提出すること。

### (5) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ① 参加資格がない者又は市が参加資格の確認結果を通知する書類を受領しなかった者が行った提案。
- ② 参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った提案。
- ③ 参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している応募者が行った提案。
- ④ 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案。
- ⑤ 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案。
- ⑥ 明らかに連合によると認められる提案。
- ⑦ その他提案の条件に違反した提案。

## 6 提案上限額

本事業の提案上限額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

870,000 千円

## 7 応募者の備えるべき参加資格要件

### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、次の業務を実施する単体企業又は複数の構成企業によって構成されるグループ（以下これらを「応募者」という。）であること。
  - ア 統括管理業務                      イからオの各個別業務の統括管理業務
  - イ 設計・工事監理業務      公共施設及び付帯施設の設計・工事監理業務
  - ウ 改修等工事業務                      公共施設及び付帯施設の改修等工事業務
  - エ 維持管理業務                      公共施設及び付帯施設の維持管理業務
  - オ 運營業務                      公共施設及び付帯施設の運營業務
- ② 優先交渉権者は、会社法に定める株式会社としての特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することも可能とする。なお、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たすこと。
  - ア SPCは、香取市内に設立すること。
  - イ 応募者の構成企業のうち代表企業は、必ずSPCに出資すること。
  - ウ 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。また、応募者の構成企業である株主がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
  - エ 出資者である応募者の構成企業は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
  - オ SPCは、仮契約の締結までに設立すること。
  - カ SPCから直接業務を受託することができるのは、応募者の構成企業のみとすること。
- ③ 事業者が、業務の一部を構成企業以外の第三者に請け負わせる又は委託する場合は、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得ること。その場合は、事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該請負又は委託先からさらに第三者へ請け負わせる又は委託させることはできないものとする。

### (2) 代表企業の選定

- ① 応募者は、応募者の構成企業の中から代表企業を定め、資格審査時に明らかにすること。
- ② 代表企業は、本事業に係る資格審査の申請、応募手続き及び優先交渉権者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとする。

### (3) 複数提案の禁止

応募者の構成企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができない。

なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

## 8 応募者の参加資格要件（共通）

応募者は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。
- ② 市の指名停止措置を受けていないこと（募集要項等の公表日から参加表明書の受付日まで）。
- ③ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により、市又は他の地方公共団体から指定管理の取り消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止されていないこと。ただし、指定管理の取り消しをされている場合、その取り消しの日から起算して 2 年を経過している場合を除く。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること（上記③の再認定を受けた者を除く）。
- ⑤ 1 (4) に定める選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。
- ⑥ 市が本事業に関する検討を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

## 9 応募者の参加資格要件（業務別）

### (1) 設計・工事監理業務に当たる者

設計・工事監理業務に携わる者（以下「設計・工事監理企業」という。）が 1 者で業務を実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。ただし、設計・工事監理企業が複数の場合には、全ての設計・工事監理企業が以下の①及び②の要件を全て満たし、③の要件を少なくとも 1 者が満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 市の令和 6・7 年度入札参加資格「建築関係建設コンサルタント業務」を有していること。
- ③ 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設又は商業施設の新築又は改築の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

### (2) 改修等工事業務に当たる者

改修等工事に携わる者（以下「改修企業」という。）が 1 者で業務を実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。ただし、改修企業が複数の場合には、全ての改修企業が以下の①の要件を満たし、②の要件を少なくとも 1 者が満たし、③から⑤の全ての要件を改修企業の 1 者又は複数で満たす（1 者で全てを満たす必要はない）こと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ② 市内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所（出張所）を有しており、かつ、「建築一式」

又は「土木一式」で経営事項評価点数が市の基準でBランク相当以上であること。

- ③ 市の令和6・7年度入札参加資格「建築一式」を有しており、かつ、経営事項評価点数が市の基準でAランク相当以上であること。
- ④ 市の令和6・7年度入札参加資格「土木一式」を有しており、かつ、経営事項評価点数が市の基準でBランク相当以上であること。
- ⑤ 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した、延べ面積2,000㎡以上の公共施設の新築又は改築の建築工事实績を有していること。

### (3) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に携わる者（以下「維持管理企業」という。）が1者で業務を実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。ただし、維持管理企業が複数の場合には、維持管理企業の1者又は複数で①及び②の要件を満たし（1者で全てを満たす必要はない）、③の要件を少なくとも1者が満たすこと。

- ① 市の令和6・7年度入札参加資格「建物管理・清掃」を有していること。
- ② 市の令和6・7年度入札参加資格「建物設備等保守・修繕」を有していること。
- ③ 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に、公共施設又は商業施設の維持管理業務の実績（令和6年3月31日までに履行完了又は履行済みの業務期間が1年以上を経過した業務に限る）を有していること。

### (4) 運営業務に当たる者

運営業務に携わる者（以下「運営企業」という。）が1者で業務を実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。ただし、運営企業が複数の場合には、全ての運営企業が次の①の要件を満たし、②及び③の全ての要件を運営企業の1者又は複数で満たす（1者で全てを満たす必要はない）こと。

- ① 市の令和6・7年度入札参加資格「警備・受付・施設運営」を有していること。
- ② 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有する者であること。
- ③ 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に、道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設等の運営業務の実績（令和6年3月31日までに履行完了又は履行済みの業務期間が1年以上を経過した業務に限る）を有していること。

## 10 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加表明書の提出期限日時点で市の令和6・7年度入札参加資格を有しない者であっても、その後に入札参加資格審査を随時申請にて申請し、令和6年7月1日時点で市の入札参加資格者名簿に登載される予定の者も参加資格を有するものとする。なお、審査の結果、市の入札参加資格の取得に至らなかった場合、当該構成企業はその時点で参加資格を喪失する。

### 11 参加資格の喪失

- (1) 参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間の参加資格の喪失

参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間に、参加資格確認通知を受けた応募者の構成企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- ① 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、これを認めた場合。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- ② 構成企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格要件等を満たすことを市が認めた場合。

## (2) 提案書類の提出締切日から優先交渉権者選定日までの間の参加資格の喪失

提案書類の提出締切日から優先交渉権者選定日までの間に、応募者の構成企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となり、優先交渉権者選定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- ① 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- ② 構成企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合。

## 1 2 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、次の場合、市は事前に応募者と協議の上、提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

- ① 事業者選定過程等の説明を目的とする場合。
- ② 香取市情報公開条例（平成 18 年条例第 15 号）に基づく請求に基づき、同条例第 8 条に掲げる情報を除いて、公表する場合。
- ③ その他、市が本事業において公表などを必要と認める場合。（優先交渉権者の提案書類に限る。）

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

### 第3章 事業契約に関する事項

#### 1 基本協定の締結

優先交渉権者がSPCを設立する場合、市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき、基本協定を締結する。基本協定の締結により、優先交渉権者を事業者とする。

なお、SPCを設立しない場合は、基本協定は締結しない。

#### 2 事業契約の締結

##### (1) 基本契約の締結

市は、優先交渉権者と本事業に関する基本契約を締結する。

なお、優先交渉権者がSPCを設立する場合にはSPCを設立した上で、基本協定に従いSPCが市と契約を締結する。

##### (2) 設計・工事監理業務委託契約

市は、基本契約に従い、設計・工事監理業務に当たる者と、設計・工事監理業務委託契約を締結する。

##### (3) 建設工事請負契約

市は、基本契約に従い、建設業務に当たる者と、建設工事請負契約を締結する。

##### (4) 維持管理・運營業務委託契約

市は、基本契約に従い、維持管理・運營業務に当たる者と維持管理・運營業務委託契約を締結する。

#### 3 保険

事業者は別紙資料3「事業者が付保する保険等」に示す保険に加入すること。

#### 4 リスク管理方針

##### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉かつ良好なサービスの提供を目指すものであるため、施設の運営及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### (2) 予想されるリスク分担

市と事業者のリスク分担については、別添資料5「設計・工事監理業務委託仮契約書（案）」、別添資料6「建設工事請負仮契約書（案）」、別添資料7「維持管理・運營業務委託仮契約書（案）」に示すとおりとする。

なお、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。



## 5 事業契約に係る議会の議決

事業契約は、市議会の議決を得て有効となる。

## 6 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から基本契約締結日までの間、優先交渉権者の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業を除いた上で、市が参加資格の確認及びSPCを設立する場合は設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結するものとする。

## 7 費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者又は事業者の負担とする。

## 8 契約保証金

事業者は、市があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、各事業年度に関し、当該事業年度の開始までに（ただし、最初の事業年度については契約の締結と同時に）、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、オの場合においては、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となると市が認める有価証券等の提出

ウ 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証

エ 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

上記アの保証に係る契約保証金の額は、契約書鑑に記載する「契約金額」を運営期間の年度数で除した金額の100分の10に相当する額以上としなければならない。

## 第4章 その他事業実施に関する事項

### 1 誠実な事業の遂行

事業者は、事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### 2 市による本事業の実施状況の確認

#### (1) 業務の実施状況の確認（モニタリング）

市は、維持管理及び運営業務の実施状況の確認について、事業契約に定めるところにより実施する。実施状況の確認の詳細については、別紙資料2「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

#### (2) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙資料2「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

### 3 支払い手続

支払い手続については、別紙資料1「サービス対価の構成及び支払い方法」に定める。

## 第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 市議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和6年3月に市議会定例会に提出し議決を得ており、事業契約に関する議案を令和6年12月市議会定例会に提出する予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開及び情報提供は、市ホームページを通して適宜行う。

市ホームページアドレス

URL <http://www.city.katori.lg.jp/>

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 4 問合せ先

担当部署：香取市生活経済部商工観光課

住所：〒287-8501 千葉県香取市佐原ロ 2127 番地

電話：0478-50-1212

E-Mail：shoko@city.katori.lg.jp

## 別紙資料1 サービス対価の構成及び支払い方法

### 第1章 サービス対価の算定方法

#### 1 事業者の収入の考え方

事業者の収入は、市が支払うサービス対価及び本件施設に係る収入により構成される。(付帯施設を設置した場合、当該付帯施設に係る収入は、事業者の収入となる。)

市は、サービス対価として、統括管理業務に係る費用、設計・工事監理・改修等工事業務に係る費用、維持管理業務に係る費用、運営業務に係る費用のうち本件施設に係る収入によって回収できない費用を支払う。

#### 2 サービス対価の内訳

本事業において市が事業者を支払うサービス対価は、次の項目により構成される。

表1. 事業費の構成

	項目	内訳	構成される収入の内容
事業費	① 設計・工事監理費	設計費	事前調査等業務費用 改修等設計業務費用
		工事監理費	工事監理業務費用
		消費税等	設計・工事監理費にかかる消費税等
	② 改修等工事費	改修等工事費	改修等工事業務費用 必要な行政手続きに関する費用 建中金利
		消費税等	改修等工事費にかかる消費税等
	③ 維持管理・運営費	維持管理費	建築物維持管理業務費用 建築設備維持管理業務費用 清掃業務費用 土木施設維持管理業務費用 修繕・更新業務費用
		運営費	水辺交流センター(川の駅)運営業務費用 地域交流施設(道の駅)運営業務費用 外構施設運営業務費用 安全管理業務費用 広報業務費用 総務業務費用 事業終了時の引き継ぎ業務費用
		消費税等	維持管理費・運営費にかかる消費税等
	④ その他の費用	その他の費用	統括管理業務費用 保険料 特別目的会社の運営費(人件費、一般管理費、事務費等)※1 法人税、法人住民税、法人事業税等の法人の利益に対してかかる税金※1 特別目的会社の税引後利益(株主への配当への原資等)※1
		消費税等	その他の費用にかかる消費税等

※1 特別目的会社(SPC)を設立する場合は計上できる。

※2 消費税率が変更された場合には、変更後の税率に基づき適切に支払うものとする。

### **(1) 設計・工事監理費**

「設計・工事監理費」には、施設の改修にあたっての事前調査等費、改修等設計費、工事監理費（工事監理者を定めなければならない工事とする場合）、その他「設計・工事監理業務」を実施するために事業者が必要とする費用を含むものとする。

### **(2) 改修等工事費**

「改修等工事費」には、施設の改修にあたっての改修等工事費、建築確認申請等の手続きに要する費用（書類作成、申請手数料等）、各種契約にかかる諸費用、その他「改修等工事業務」を実施するために事業者が必要とする費用を含むものとする。

### **(3) 維持管理・運営費**

「維持管理・運営費」には、事業期間の開始日から終了日までの事業期間中に生じる維持管理業務及び運営業務の費用の総額とする。

なお、独立採算事業の趣旨に鑑み、地域交流施設（道の駅）のうち地域振興施設（飲食施設（カフェ）及び物販施設）の運営費及び水辺交流センター（川の駅）の飲食施設（眺望レストラン）の運営費については、市が支払うサービス対価の対象には含まない。

### **(4) その他の費用**

「その他の費用」は、事業期間の開始日から終了日までの事業期間中に生じる、統括管理業務の費用及び本事業を実施するために事業者が直接必要とする事業者の経費、税金、税引後利益に相当する費用とする。

## **3 事業費の支払**

本事業においては、市と事業者との間で締結される「基本契約」に基づき、設計・工事監理費は市と設計企業との間で締結される「設計・工事監理業務委託契約」により、改修等工事費は市と改修企業との間で締結される「改修等工事請負契約」により、維持管理・運営費及びその他の費用については「維持管理・運営業務委託契約」により事業費を支払うこととなる。

## **4 提案上限額との関係**

提案上限額は、市が支払うサービス対価の総額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）を含む。）とする。

## 第2章 事業費の支払方法

### 1 各費用の支払額算定方法

市は、事業費の支払額を構成する各項目を算定し、次のとおり支払うものとする。それぞれの詳細は事業契約に示す。

#### (1) 設計・工事監理費の支払額算定方法

設計・工事監理費については、業務完了後の一括支払を想定している。

#### (2) 改修等工事費の支払額算定方法

改修等工事費については、業務完了後の一括支払を想定している。

#### (3) 維持管理・運営費の支払額算定方法

維持管理・運営費については、事業期間にわたり年2回、全30回の支払を想定しており、各年度において定額の支払を想定している。

運営費については、事業者が指定管理者として施設使用料を徴収し、自らの収入とすることになる施設（水辺交流センター（川の駅）の情報収集室（多目的研修室）、水防従事者休憩室（シャワー室、ロッカー室）、水防学習備品倉庫（レンタサイクル）、佐原河岸の船舶昇降スロープ及び係留棧橋の施設利用料）については、これらの施設に要する運営費から、事業者が提案するこれら施設からの見込み収入額を差し引いた額を支払うものとする。

#### (4) その他の費用の支払額算定方法

その他の費用についても、事業期間にわたり年2回、全30回の支払を想定している。

### 2 支払方法

サービス対価の支払は、上記に基づき算定された各費用の支払額について、市が事業者からの請求書を適法に受理した後、次の時期までに支払うものとする。

#### (1) 設計・工事監理費の支払時期

設計・工事監理費については、事業者からの請求書を受理した後、30日以内に支払う。

#### (2) 改修等工事費の支払時期

改修等工事費については、事業者からの請求書を受理した後、40日以内に支払う。ただし、前払金又は部分払の請求を受けた場合には、請求書を受理した後、14日以内に支払う。

#### (3) 維持管理・運営費及びその他の費用の支払時期

維持管理・運営費及びその他の費用については、各事業年度における4月1日から9月30日までの半期分を翌月の10月31日、10月1日から3月31日までの半期分を翌月の4月30日までに各々1回分を支払う。ただし、支払日当日が「休日」の場合はその前日までに支払うものとする。

#### (4) 消費税等の支払時期

設計・工事監理・改修等工事費、維持管理・運営費及びその他の費用にかかる消費税等については、各費用の支払額に応じて算定される消費税等を当該費用の支払と同時期に併せて支払う。

### 3 支払額の改定の考え方

#### (1) 設計・工事監理費の支払額改定

設計・工事監理費の支払額については、改定を行わない。

#### (2) 改修等工事費の支払額改定

改修等工事費の支払額については、物価変動を踏まえ次のとおり改定を行う。

##### ① 対象となる費用

改修等工事費

##### ② 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、事業契約締結の日から 12 月を経過した後とする。

##### ③ 改定方法

市又は事業者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価額が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価額の変更を請求することができる。

市又は事業者は、上記の請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価額から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、サービス対価額の変更に応じなければならない。

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市及び事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。

#### (3) 維持管理・運営費及びその他の費用の支払額改定

維持管理・運営費及びその他の費用の支払額については、物価変動を踏まえて年度毎に改定有無を確認する。

##### ① 対象となる費用

維持管理費、運営費及びその他の費用

##### ② 改定時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

ア 改定指標の評価：毎年 1 月の指標

イ 対価の改定：原則として、翌々年度の 4 月 1 日以降の「維持管理費」、「運営費」及び「その他の費用」の支払に反映

### ③ 改定方法

次のいずれかの条件を満たす場合に「維持管理費」、「運営費」及び「その他の費用」の改定を行う。事業者は、毎年度3月末までに、改定率の根拠となる資料を添付して翌々年度のサービス対価の金額を市に通知し、確認を受けるものとする。

なお、改定が行われない場合にも同様とする。

- ア 前回の評価時（第1回目の評価時については、令和7年の1月）の指標に対して、現指標が1ポイント以上変動した場合
- イ 前回改定時の指標（改定が無い場合は、令和7年の1月）に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合

### ④ 改定率

改定率は、次のとおりとする。

業務	費用	使用する指標
維持管理費	建築物維持管理業務費用 建築設備維持管理業務費用 清掃業務費用 土木施設維持管理業務費用 修繕・更新業務費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」建物サービス（日銀調査統計局）
運営費	水辺交流センター（川の駅）運営業務費用 地域交流施設（道の駅）運営業務費用 外構施設運営業務費用 安全管理業務費用 広報業務費用 総務業務費用 事業終了時の引き継ぎ業務費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」労働者派遣サービス（日銀調査統計局）
その他の費用	統括管理業務費用 保険料 特別目的会社の運営費（人件費、一般管理費、事務費等） 法人税、法人住民税、法人事業税等の法人の利益に対してかかる税金 特別目的会社の税引後利益（株主への配当への原資等）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」その他の専門サービス（日銀調査統計局）

「維持管理費」及び「運営費」については、その初年度に支払われる対価（及びその内訳）を基準額として、年度ごとに、⑤に規定する算定式に従って各年度の対価を確定する。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

「その他の費用」については、対象となる対価（及びその内訳）を基準として、年度ごとに、⑤に規定する算定式に従って各年度の対価を確定する。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### ⑤ 改定率

改定率の計算方法は、次のとおりとする。



なお、ア、イ両方の条件を満たす場合にはイの改定率を用いる。

ア 前回の評価時（a-2 年度）の指標に対して、a-1 年度の指標が 1 ポイント以上変動した場合

$$A P a = A P a-1 \times \frac{C S P I a-1}{C S P I a-2}$$

イ 前回の改定時（b-1 年度）の指標に対して、a-1 年度の指標が 3 ポイント以上変動した場合

$$A P a = A P b \times \frac{C S P I a-1}{C S P I b-1}$$

A P a : a 年度の A 業務の支払額

A P a-1 : a-1 年度の A 業務の支払額

A P b : b 年度の A 業務の支払額

C S P I : 企業向けサービス価格指数

### 第3章 その他の収入及び支払について

#### 1 事業者の支払う費用

##### (1) 施設使用料

本事業において、事業者が市に施設使用料として支払う費用は、次の項目により構成される。

項目	内訳	構成される収入の内容
①地域交流施設（道の駅）の使用に係る費用	物販施設使用料	物販施設使用料として、売上から減価償却費を控除した金額の5%を市へ納付する。
	飲食施設（カフェ）使用料	飲食施設使用料として、売上から減価償却費を控除した金額の5%を市へ納付する。
②水辺交流センター（川の駅）の使用に係る費用	飲食施設（眺望レストラン）使用料	飲食施設使用料として、売上から減価償却費を控除した金額の5%を市へ納付する。
付帯施設		付帯施設の設置に係る使用料として、施設の規模に応じた一定額を市へ納付する。

##### (2) 市への支払

事業者は、毎月の物販施設の売上及び費用並びに使用料を示す書類を翌月の10日までに市へ提出する。

事業者は、施設使用料を翌月の15日までに市へ納入する。

#### 2 「利用料金制度」に基づく事業者の収入

本事業において、事業者が市公の施設の指定管理者として、「市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成18年条例第58号）における「利用料金制度」に基づいて利用者から徴収する施設の利用料は、次の項目により構成される。

なお、施設の利用料の設定は、市が上記条例において定める上限を超えない範囲で、事業者が自ら設定することができる。この際には、市の承諾を受ける必要がある。

項目	内訳	構成される収入の内容
①地域交流施設（道の駅）の運営による収入	物販施設の販売委託手数料	事業者は物販施設の利用者から販売委託手数料を徴収し、収入とすることができる。
	駐車場等屋外の運営による収入	事業者は駐車場等屋外を利用してイベント等を実施する利用者から利用料を徴収し、収入とすることができる。
②水辺交流センター（川の駅）の運営による収入	情報収集室（多目的研修室）	事業者は情報収集室の利用者から施設利用料を徴収し、収入とすることができる。情報収集室は時間貸しを想定している。
	水防従事者休憩室（シャワー室・ロッカー室）	事業者は、利用者から利用1回あたりの施設利用料を徴収し、収入とすることができる。
	水防学習備品倉庫（レンタサイクル）	事業者は、レンタサイクルの貸出しを有料とし、その収益により維持管理を行う。また、利用者から利用1回あたりの利用料を徴収し、収入とすることができる。

項目	内訳	構成される収入の内容
③佐原河岸の運営による収入	佐原河岸の船舶昇降スロープと棧橋	事業者は、佐原河岸全体の管理に係る負担の一部として、船をもって入場したものから利用料を徴収し、収入とすることが出来る。詳細は次のとおりとする。 ◎船舶昇降スロープ等 佐原河岸内で船舶の昇降をした場合（船舶昇降スロープを利用しての船舶の昇降含む）、利用者から利用料を徴収できる。 ◎係留棧橋の利用 本川から来る利用者から、係留棧橋の利用料を徴収できる。

### 3 事業者のその他の収入

本事業において事業者に入るその他の収入は、次の項目により構成される。

項目	内訳	構成される収入の内容
①地域交流施設（道の駅）の運営による収入	物販施設の販売委託手数料	出荷された地場の生鮮品や地場産品を販売する販売委託手数料として、売上の一定率（要求水準書に定める基準をもとに事業者の提案による）を徴収し、事業者の収入とすることができる。
	飲食施設（カフェ）の運営による収入	飲食施設の運営による収入を事業者の収入とすることができる。
②水辺交流センター（川の駅）の運営による収入	飲食施設（眺望レストラン）の運営による収入	飲食施設の運営による収入を事業者の収入とすることができる。

## 別紙資料2 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 業務等の監視の基本的な考え方

本事業は、市の地域振興機能を果たす重要な事業であり、その機能の麻痺に直結する状態（以下「重大な事象」という。）や支障を与えるような状態が、事業者の責めに帰すべき事由により生じてはならない。

また、事業者は、市から改修、維持管理及び運営の実施を委ねられた事業主体として安定的かつ継続的に事業の遂行を可能とする財務状況を維持し、適切なリスク対策を講じていることが求められる。

このため、市は、事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、事業の実施に関する各業務の実施状況及び業績（以下「業績等」という。）について監視を行うものとする。

市は、事業者による業績等を監視した結果、その業績等が要求水準を達成しない恐れがある、又は要求水準を達成しないと判断した場合には、事業者に対する改善要求措置として勧告、支払の減額、契約解除等を行う。

#### 2 改善要求措置の基本的な考え方

市は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しない恐れがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を行う。

改善要求措置は、その業務不履行により生じる機能の麻痺、若しくは支障による影響の大きさや、同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。業務不履行に対する支払の減額は、当該業務不履行が属する第4章2(3)に示す区分ごとに減額する。

なお、事業者の財務状況等、設計・改修等工事業務及び独立採算事業に係る業績等の監視にあたっては、業績等の監視の結果に基づく支払の減額を行わないが、改善勧告や契約解除等の措置を行うことがある。

#### 3 業績等の監視及び改善要求措置の構成

業績等の監視及び改善要求措置は大きく分けて次のように構成される。

- ① 財務状況等の業績等の監視及び改善要求措置
- ② 設計・改修等工事業務に係る業績等の監視及び改善要求措置
- ③ 維持管理業務・運営業務に係る業績等の監視及び改善要求措置
- ④ 独立採算事業に係る業績等の監視及び改善要求措置
- ⑤ 事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置

#### 4 用語の定義

本要項で定める用語の定義以外は、要求水準書に記載する用語の定義に定めるところによる。

## 第2章 財務状況等の業績等の監視及び改善要求措置

### 1 業務等の監視方法

市は、事業者の事業体制及び収支計画の状況について、事業者が安定的かつ継続的に選定事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

#### (1) 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

#### (2) 確認の方法

確認の方法は書類による確認を基本とする。

##### ① 書類による確認

確認する書類及び確認時期は次のとおりとする。

- ・事業者の株主総会（臨時総会含む）に付す議案：株主総会日より2週間前 ※1
  - ・事業者の株主総会議事録：株主総会日より1週間以内 ※1
  - ・事業者の取締役会に付す議案：取締役会日より1週間前 ※1
  - ・事業者の取締役会議事録：取締役会日より1週間以内 ※1
  - ・事業者の事業報告書（会社法第435条第2項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいい、会計監査人の監査報告書を含む）：各事業年度の最終日より3ヶ月以内 ※2
  - ・事業者が市以外の相手方と締結する契約書類（写し）：契約締結日の2週間前 ※1
- ※1 SPCを設立する場合のみ提出すること。
- ※2 SPCを設立しない場合は、全ての構成企業が提出すること。

また、市は、事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある場合など、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求め、あるいは必要に応じて専門家による調査を実施することができる。

### 2 改善要求措置等

#### (1) 改善勧告等

##### ① 改善勧告

業績等の監視により、事業者の事業体制及び収支計画において要求水準の内容と齟齬をきたす事実を確認した場合、市は、事業者に直ちに改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

##### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び収支計画を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業者の事業体制及び収支計画の改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、事業者の事業体制及び収支計画が改善・復旧できる内容と認められない場合、若しくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。

また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度①の改善勧告の手続きに戻る。

**(2) 契約解除**

市は、(1)の手続きを繰り返しても事業者の事業体制及び収支計画の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、契約の解除を行うことができる。

## 第3章 設計・改修等工事業務に係る業績等の監視及び改善要求措置

### 1 業務等の監視方法

市は、設計・改修等工事業務について、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを確認する。

#### (1) 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、具体には事業者が作成する要求性能確認計画書による。(要求性能確認計画書とは、事業者が本施設の要求水準の確保を図るために、各業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書をいう。)

#### (2) 確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行うものとする。

##### ① 書類による確認

確認する書類及び確認時期は次のとおりとする。

- ・設計図及び計算書等を示した書類（設計図書等）：設計の終了時
- ・施工計画及び品質管理計画を示した書類（施工計画書等）：各部位の施工前
- ・計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類：各部位の施工後
- ・要求性能確認計画書：各業務段階における必要な時期

また、市は、必要に応じて追加の書類の提出を求めることができる。

##### ② 実地における確認

市が必要と認めるときは、各業務の実施状況を実地において確認する。

### 2 改善要求措置等

#### (1) 改善勧告等

##### ① 改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、市は事業者に対し直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

##### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを市に報告する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、若しくは内容が合理的でないとは判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

##### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。

また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度①の改善勧告の手続きに戻る。

## **(2) 契約解除**

市は、(1)の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、契約の解除を行うことができる。



## 第4章 維持管理業務・運営業務に係る業績等の監視及び改善要求措置

### 1 業務等の監視方法

市は、維持管理業務及び運営業務のうち独立採算事業を除く部分について、各業務による業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### (1) 監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるが、業務不履行による施設機能の麻痺、若しくは支障のある状態を①施設機能等の麻痺に直結する状態である「重大な事象」と②それ以外の要求水準を満たさない維持管理業務及び運営業務の履行により施設の機能等に支障を与える状態である「重大な事象以外の事象」の二つの事象に分類して、改善要求措置を行う。

##### ① 重大な事象

重大な事象については、当該事象が発生した時点において、本施設の機能が麻痺しているかという観点により判断するが、その具体例は表1のとおりと考えている。ただし表1に掲げられていない事象についても、本施設の機能が麻痺していることと同様であると認識される事象については重大な事象と判断する。

##### ② 重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象については、要求水準を満たさない維持管理業務及び運営業務の履行により施設機能等に支障を与えているかという観点により判断する。

表1 重大な事象例

項目	具体的な事象(例)
安全性の損失	重大な人身及び物損事故の発生 など
防犯機能の停止	誤作動による防犯機能停止による不審者の侵入による盗難等の発生 など
防災機能の異常	防災施設の誤作動による営業中断 など
電力供給、照明設備機能、通信機能の停止	全館停電、断線・不通 など
ガス及び給湯給排水設備機能の停止	ガス漏れなど
法的基準を遵守していないこと	資格者以外の法定業務実施、法的違反による業務停止など

#### (2) 確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行う。

##### ① 書類による確認

確認する書類及び確認時期は次のとおりとする。

- ・業務計画書：業務開始前及び各事業年度当初
- ・業務報告書：毎月末、市が必要と認め報告を求めたとき

また、市は、必要に応じて追加の維持管理業務及び運営業務に係る書類の提出を求めることができる。

##### ② 実地における確認

利用者及び職員等からの苦情があった場合、その他市が必要と認めるとき、各業務の実施状況を実地において確認する。

## 2 改善要求措置等

### (1) 改善勧告等

#### ① 改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、市は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを市に報告する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、若しくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、(2)の再改善勧告等の手続きに移行する。

#### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、(2)の再改善勧告等の手続きに移行する。

### (2) 再改善勧告等

#### ① 再改善勧告

市は、(1)の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合には、再改善勧告を行う。

#### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、もしくは内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能と認められる場合には事業者との協議により、業務不履行となった業務を実施している構成企業の変更を求めることができる。

#### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を再実施し市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。

また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度(2)の再改善勧告等の手続きに戻る。

### (3) 減額措置

#### ① 重大な事象の場合

ア 改善勧告の手続きを行った場合、業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理・運営費（以下「当期維持管理・運営費」という。）のうち、発生した「重大な事象」に係る業務不履行の属する区分（別紙資料1「サービス対価の構成及び支払い方法」に示す事業費の内訳の区分をいい、以下「支払区分」という。）の10%相当額を減額する。

・当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額

イ 発生した「重大な事象」に係る業務不履行が、以前に発生した「重大な事象」に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合（以下「重大な事象の再発」という。）には、アに加え、その重大な事象の再発回数に応じて次のとおり減額を行う。

・重大な事象の再発回数×当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額

※支払区分は、要求水準書に示す業務内容を基に、次の区分とする。

事業費内訳	支払区分
維持管理費	建築物維持管理業務費用
	建築設備維持管理業務費用
	清掃業務費用
	土木施設維持管理業務費用
	修繕・更新業務費用
運営費	水辺交流センター（川の駅）運営業務費用
	地域交流施設（道の駅）運営業務費用
	外構施設運営業務費用
	安全管理業務費用
	広報業務費用
	総務業務費用
	事業終了時の引き継ぎ業務費用

ウ 再改善勧告の手続きを行った場合、ア及びイの減額に加えて、次のとおり減額を行う。

・当期維持管理・運営費のうち当該業務不履行支払区分の10%相当額

エ 市は、上記の減額に加えて、業務不履行の日から、改善・復旧を確認した日までの間（以下「業務不履行期間」という。）、当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。

#### ② 重大な事象以外の事象の場合

ア 減額算定は、罰則点を付与し当期内の支払区分毎の罰則点の累積に応じて、減額を決定する。業務不履行が翌期に継続した場合、翌期の累積罰則点にこれを含める。

累積の罰則点	減額規模（各支払区分の維持管理・運営費の額に対して）
20点未満	0%
20点以上30点未満	1点あたり0.2%（4～6%）減額
30点以上40点未満	1点あたり0.4%（12～16%）減額
40点以上50点未満	1点あたり0.6%（24～30%）減額
50点以上	1点あたり1.0%（50%～）減額

イ 業務不履行を確認し改善勧告を行った場合、その支払区分に罰則点（1点）を付与する。  
ウ 当該業務不履行が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合（以下、「重大な事象以外の事象の再発」という。）で、これが過去1年間以内に認められる場合、アに加えて、次のとおり罰則点付与を行う。

・重大な事象以外の事象の再発回数×1点

エ 再改善勧告の手続きを行った場合、イ及びウに加えて、罰則点（5点）を付与する。

オ 市は、上記の措置に加え、当該業務不履行に関連して業務を一部実施していないと判断される場合、業務不履行期間に応じ、当該業務不履行業務部分に係る維持管理・運営費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務に係る維持管理・運営費相当額を支払わない。

#### (4) 契約解除

市は、上記の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、当該業務不履行部分の契約の解除を行うことができる。

### 3 減額値と支払額算定の関係

#### (1) 支払額算定の考え方

##### ① 支払区分単位の減額

発生した業務不履行の該当する支払区分から減額を行う。

##### ② 支払区分単位での減額が当期の支払区分相当額を超えた場合

当該支払区分における当期の累積減額値が、当期の当該支払区分の支払相当額を超えた場合は、対価の内訳のうち、まずその他の費用より減額し、さらにそれを超える場合は、他の全ての支払区分（維持管理・運営費を対象）から一律に減額を行う。（「重大な事象以外の事象」の罰則点も同様とする。）

##### ③ 減額以外の損害賠償等

市は、減額の手続きとは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。

#### (2) 減額等の有効期限

罰則点等の減額値は、当期限りにおいて有効とし翌期以降には持ち越さないものとする。ただし再発の履歴等については、事業従事者変更等に関係なく、重大な事象については事業期間全体、重大な事象以外の事象については過去1年間にわたって有効であることとする。

## 第5章 独立採算事業に係る業績等の監視及び改善要求措置

### 1 業務等の監視方法

市は、独立採算事業運営業務について、当該業務による業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### (1) 監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準によるほか、次の内容について確認する。

##### ① 利用者の満足度等

サービスの提供が利用者のニーズに応じたものであること、また利用者からの苦情の有無を確認する。

#### (2) 確認の方法

確認の方法は、書類による確認と実地における確認を行う。

##### ① 書類による確認

確認する書類及び確認時期は次のとおりとする。

- ・業務報告書：毎月末
- ・売上及び費用月計表：毎月末及び各事業年度当初
- ・ニーズ調査報告書：定期又は随時（独立採算事業のみ）

##### ② 実地における確認

利用者等からの苦情があった場合、その他市が必要と認めるとき、各業務の実施状況を実地において確認する。

### 2 改善要求措置等

#### (1) 改善勧告等

##### ① 改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合、市は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

##### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとしこれを市に報告する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、若しくは内容が合理的でない判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

##### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。

また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度①の改善勧告の手続きに戻る。

## **(2) 構成企業の変更等**

(1)の手続きによっても、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能と認められる場合には、事業者との協議により、業務不履行となった業務を実施している構成企業の変更を求めることができる。

## **(3) 契約解除**

市は、上記の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と認められる場合には、業務不履行とされた部分の契約の解除を行うことができる。

## 第6章 事業終了時の業績等の監視及び改善要求措置

### 1 業務等の監視方法

市は、事業期間の終了時において、施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### (1) 監視項目及び判断の基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準により、事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

#### (2) 確認の方法

市は事前に通知を行い、事業終了時の1年前に、書類による確認と実地における確認を行う。

##### ① 書類による確認

確認する書類は次のとおりとする。

- ・施設の保全に係る資料
- ・その他設計図書等、市が必要と認める資料

##### ② 実地における確認

①の書類の内容が事実であるかどうかを実地において確認する。

### 2 改善要求措置等

#### (1) 改善勧告等

##### ① 改善勧告

業績等の監視により、要求水準を満たしていないと判断した場合、市は事業者はその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

##### ② 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し市に提出する。

市は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であることを確認する。

なお、改善・復旧できると認められない場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

##### ③ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、改善措置を実施し市に報告する。

市は、改善・復旧状況を確認する。

また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合には、再度①の改善勧告の手続きに戻る。

#### (2) 契約解除

事業終了時まで改善が確認されない場合、市は、事業者の債務不履行と判断して、契約を終了するものとする。

## 第7章 業務不履行発生後の対処方法

### 1 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、改善・復旧するよう市から改善の通告を受けた場合、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を市に提出し業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたることとする。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施することとする。ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを市に報告する。

### 2 改善・復旧計画書

事業者は、業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう、市から改善勧告を受けた場合、直ちに改善・復旧計画書を作成し市に提出しその確認を得る。

#### (1) 改善・復旧計画書の記載内容

- ① 業務不履行の内容
- ② 業務不履行の場所
- ③ 業務不履行の原因
- ④ 改善・復旧の方法
- ⑤ 改善・復旧の期限
- ⑥ 改善・復旧の責任者

#### (2) 再提出

市は、改善・復旧計画の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合、再提出を求めることがある。市は再提出を求める場合、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。

再提出の場合は、市が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画書を作成し提出する。

#### (3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書の記載内容

- ① 業務不履行の内容
- ② 業務不履行の場所
- ③ 業務不履行未改善の原因
- ④ 改善・復旧の方法
- ⑤ 改善・復旧の期限
- ⑥ 改善・復旧の責任者



## 第8章 契約の終了

市は、契約の一部解除により、事業の実施の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の契約不履行等を理由に事業契約を終了することがある。

この場合、市は、事業契約の定めるところに従い、契約を終了するものとする。

## 別紙資料3 事業者が付保する保険等

本事業に関して、事業者の責任と費用負担により付保する保険及びその条件は次のとおりとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、維持管理・運営期間中の保険については、事業者が下記所定の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによることができる。

### 1 設計・工事監理・改修等工事期間中の保険

#### (1) 建設工事保険

工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 当該改修等工事に関する全ての建設資産
- ・補償額 当該改修等工事の工事目的物の再調達金額
- ・期間 当該改修等工事の着工日から引渡し日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とする。

#### (2) 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 当該本工事の工事現場内における設計・工事監理・改修等工事期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり5億円、対物：1事故あたり5億円
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡し日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交差責任担保特約を付ける。

#### (3) 普通火災保険

各改修等工事の工事目的物の火災等により当該工事目的物に損害が生じた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 当該本工事の工事目的物
- ・補償額 出来形の再調達金額
- ・期間 当該本工事の着工日から引渡し日まで

### 2 維持管理・運営期間中の保険

#### (1) 第三者賠償責任保険

維持管理・運営期間の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・対象 本施設内における維持管理・運営期間の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり5億円、対物：1事故あたり5億円
- ・期間 維持管理・運営業務の開始日から維持管理・運営期間満了日まで
- ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者及び市とし、交差責任担保特約を付ける。